

雇用契約

雇用主の数多くの利益を保護するには、綿密に作成された雇用契約の存在が不可欠です。雇用契約は、雇用主および経営幹部またはその他従業員との関係を成立させるもので、契約期間、報酬、コミッション、解雇事由等に関する標準条項を含めるのが一般的です。一方で、雇用主の知的財産および機密情報を保護するための条項のほか、現および元従業員が雇用主と競合したり、雇用主の顧客・従業員を勧誘したりすることを制限する競業禁止・制限条項を盛り込むことも同様に重要となります。なお、雇用契約には、授業料払戻し、各種トレーニング、ビザおよびグリーンカードの申請手続に関する事項を含めることも可能です。

在宅勤務、出向、およびインターネットを利用した新たな勤務形態が一般的となってきた中、雇用契約は、職務内容と期待される成果を規定する役割を果たします。増田・舟井法律事務所は、生産性の高い労働環境および建設的な企業文化の基礎を築くあらゆる種類の雇用契約、雇用慣行および手続の見直し・交渉・作成をサポートしています。

雇用契約が、経営幹部、管理職あるいはエントリーレベルの従業員向けのいずれのものであろうと、同契約の文言は、雇用主のその後何十年にもわたる将来の損益に重大な影響を及ぼす可能性があります。当事務所の弁護士は、報酬、解雇、退職および競業禁止といった雇用契約上の重要条項の作成・交渉・執行はもちろん、これら条項に関する訴訟においても深い経験と手腕を有しています。当事務所の弁護士がクライアントの事業に焦点を置いて提供するガイダンスおよびアドバイスは、クライアントの目標達成を助長する一方で、従業員からの請求に耐えることができる契約書の作成を可能にするものとして、クライアントから深い信頼を得ています。